

学校施設利用の手引き



前橋市教育委員会

(令和6年度版)

目次

利用に関する手順	1
器物破損事故等発生時に関する手順	3
前橋市立学校の施設の利用に関する規則	4
前橋市立学校施設利用実施要領	7
開放管理者に関する要領	10
前橋市立学校の施設の利用に関する規則様式	11～20
学校施設利用団体登録申請書（様式第1号）	12
団体名簿	13
学校施設利用申請書（様式第2号）	14
学校施設利用許可書（様式第3号）	15
学校施設使用料免除申請書（様式第4号）	16
学校施設使用料免除決定通知書（様式第5号）	17
学校施設利用変更・取消申請書（様式第6号）	18
学校施設利用変更・取消許可書（様式第7号）	19
学校施設使用料還付申請書（様式第8号）	20
前橋市立学校施設利用実施要領の様式	21～26
事故発生報告書（様式第1号）	21
学校施設利用日誌（様式第2号）	22
学校施設利用実施結果報告書（様式第3号）	23
様式第3号 記入例	24
学校施設利用事業月別集計表（様式第4号）	25
様式第4号 記入例	26

<利用に関する手順>

1 団体登録申請

- ◇「学校施設利用団体登録申請書」と「団体名簿」を、利用しようとする学校施設利用運営委員会に提出
 - ・登録できる団体は、原則として利用しようとする学校の通学区域に在住、在勤、在学している者が過半数いる10人以上の団体
 - ・毎年度提出すること
 - ・公共的団体(自治会、地区体育協会等)の登録申請は不要

利用団体

2 団体の登録

- ◇団体登録申請が適当と認められるときは、登録する
 - ★確認事項
 - ・構成員が10人以上の団体か?
 - ・学校の通学区域に在住、在勤、在学している者が過半数いるか?
 - ・申請の日付が利用日より前の日付か?
 - ◇学校施設利用団体登録申請書・団体名簿の原本は学校で保管(3年間)写し(コピー)を教育委員会(学務管理課)へ送付

学校施設利用
運営委員会
(学校)

3 利用申請・使用料免除申請

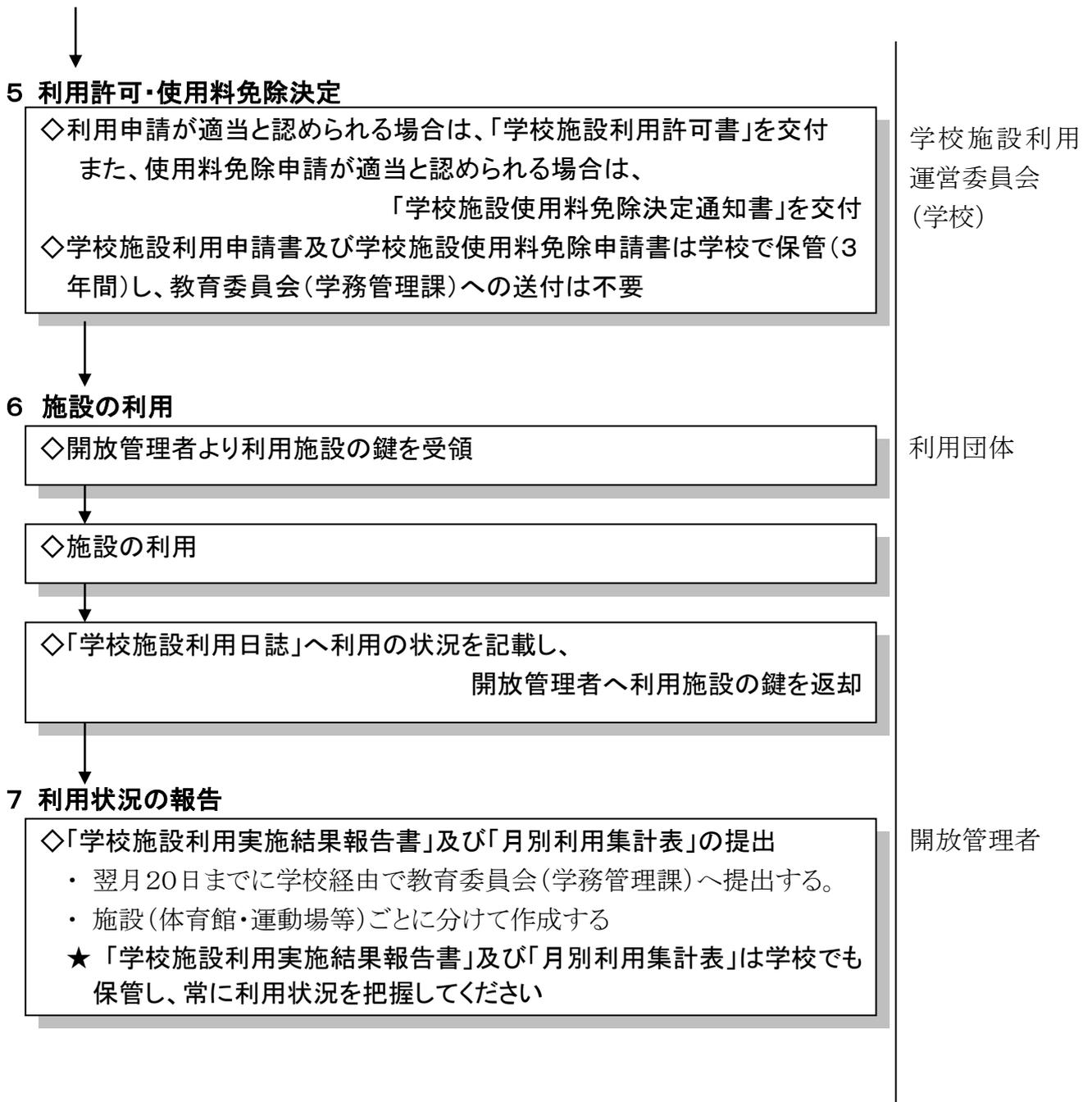
- ◇「学校施設利用申請書」及び「学校施設使用料免除申請書」を学校施設利用運営委員会が指定する日又は、使用する前日までに学校施設利用運営委員会に提出
 - ★確認事項
 - ・申請の日付が利用日より前の日付か?
 - ★使用料免除申請書の提出
(規則第8条第3項により提出を省略することも可)
 - ・年度に1回の提出でも可
 - ・使用料免除申請書の申請理由欄は、団体登録申請書に記載した利用目的を記載する

利用団体

4 利用の調整

- ◇新規利用団体の参入等により利用希望日時が重複する場合は、学校施設利用運営委員会が中心となり利用調整会議等を開催し、利用の調整を図る

学校施設利用
運営委員会
(学校)
利用団体



●利用できない日、利用時間

- ◇夏季休業期間における完全休業日とその前日及び12月28日から翌年の1月3日までは利用できない
- ◇学校教育に支障のない範囲内で、
原則、平日は18時～21時、休日は9時～21時(4月～10月は6時～21時)とする

●利用の制限

- ◇学校施設等に危害が及ぶと想定される種目(フットサル等)については、前橋市立学校の施設の利用に関する規則第9条第4号の規定により、学校長の専決で利用を制限できる

< 器物破損事故等発生時に関する手順 >

1 事故の発生

◇ 利用団体から事故発生の連絡
・利用団体には器物破損事故等が発生した場合には、開放管理者、学校施設利用運営委員会、学校長のいずれかに、速やかに連絡するよう、周知しておく

利用団体

開放管理者、学校施設利用運営委員会が報告を受けた場合

学校施設利用運営委員会又は開放管理者

◇ 速やかに学校長へ報告

2 事故発生現場の確認

◇ 破損箇所を確認
◇ 加害利用団体と補修方法(補修費用)等の話し合い
◇ 補修費用については、加害利用団体の負担

学校
利用団体

3 事故の報告

◇ 学校長名で「事故発生報告書」を教育委員会(学務管理課)へ提出

学校

4 補修

◇ 加害利用団体に補修方法(補修費用)について最終確認をおこなう
◇ 業者に補修を依頼
・補修業者が分からない場合は、教育委員会(学務管理課)へ問い合わせる

学校
利用団体

5 補修費用の支払い

◇ 補修業者へ補修費用を支払う

利用団体

○前橋市立学校の施設の利用に関する規則

平成15年6月27日
教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で市立学校の施設（前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。）を市民の利用に供することにより、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

(学校施設)

第2条 この規則において「学校施設」とは、前橋市立学校設置条例（昭和39年前橋市条例第29号）第2条に規定する市立学校の建物その他の工作物及び土地（前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。）をいう。

(利用日時)

第3条 学校施設を利用できる日及び時間は、教育長が別に定める。

(利用者の範囲)

第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の公共的団体及びこれに準ずる団体
- (2) 10人以上で構成する団体でその過半数が当該学校の通学区域に在住し、在勤し、又は在学しているもの
- (3) その他教育長が特に必要があると認めた団体

(学校施設利用運営委員会)

第5条 学校の通学区域単位に学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、学校施設の利用に関し必要な運営事務を行う。

3 委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(利用団体の登録)

第6条 学校施設を利用しようとする第4条第2号又は第3号に規定する団体は、学校施設利用団体登録申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体を当該学校施設の利用団体として登録するものとする。

3 教育長は、前項の規定による登録をした利用団体が当該学校施設の利用に際し、第13条の規定に違反したときは、当該利用団体の登録を取り消すことができる。

(利用の申請及び許可)

第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の前日までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用許可書を交付するものとする。

3 申請者は、学校施設利用許可書の交付を受ける際、前橋市行政財産使用料条例（平成10年前橋市条例第7号）の定めるところにより使用料を納付するものとする。

4 教育長は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、学校施設の利用の許可に条件を付することができる。

(使用料の免除)

第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が第4条第1号又は第2号に規定する団体であるときは、学校施設使用料免除申請書の提出を省略することができる。この場合にあつては、教育長は、学校施設使用料免除決定通知書の交付を省略することができるものとする。

4 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合
- (2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用する場合
- (3) 第6条第2項の規定による登録を受けた利用団体が、当該学校施設利用団体登録申請書に記載した利用目的で利用する場合

(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合
(利用の制限)

第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。

- (1) 特定の政党の政治活動で利用すると認めるとき（選挙公営のために利用するときを除く。）。
- (2) 特定の宗教団体の宗教活動に利用すると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする個人又は団体の事業に利用すると認めるとき。
- (4) 公益に反するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他学校長が教育上支障があると認めるとき。
(利用の許可の取消し等)

第10条 教育長は、学校施設利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用の許可後、前条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) その他学校長が教育上又は学校施設の管理上支障があると認めるとき。
(利用の変更等)

第11条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学校施設利用変更・取消申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用変更・取消許可書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第12条 前橋市行政財産使用料条例第6条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで学校施設内において、物品の販売、宣伝その他営利を目的とする行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 火災その他災害の防止に万全を期すること。
- (5) 学校施設において、喫煙をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(賠償責任)

第14条 利用者は、学校施設の利用に際し当該学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(施設の管理責任)

第15条 学校施設の利用に関する事務は、教育長が行う。

2 学校施設の利用に伴う管理上の責任は、教育長に帰属するものとする。

(開放管理者)

第16条 学校の通学区域単位に開放管理者を置くことができる。

2 開放管理者は、教育長が委嘱する。

3 開放管理者は、学校施設の利用に関し必要な指導を行うことができる。

(事務の委託)

第17条 教育長は、学校施設の利用に関する事務の一部を委員会に委託することができるものとする。

(書類の様式)

第18条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。

- (1) 学校施設利用団体登録申請書
- (2) 学校施設利用申請書
- (3) 学校施設利用許可書
- (4) 学校施設使用料免除申請書

- (5) 学校施設使用料免除決定通知書
 - (6) 学校施設利用変更・取消申請書
 - (7) 学校施設利用変更・取消許可書
 - (8) 学校施設使用料還付申請書
- (委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、学校施設の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 前橋市立学校施設の開放に関する規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第11号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の前橋市立学校施設の開放に関する規則（以下「旧規則」という。）第9条第2項の規定によりされた許可は、使用日を平成15年8月31日までにするものに限り第5条第2項の規定によりされた許可と見なし、当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 旧規則第4条第2項の規定により委嘱された開放管理者は、第14条第2項の規定により委嘱された開放管理者と見なす。
- 5 前橋市立小学校、中学校及び養護学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第35条中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 6 前橋市立高等学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第31条第1項中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 7 前橋市立幼稚園管理規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第28条第1項中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 8 第5条第3項の規定は、平成15年11月1日以降の利用について適用する。

（平成15年教委規則12号・追加）

附 則（平成15年7月23日教委規則第10号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年8月29日教委規則第12号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月29日教委規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第8条第3項の規定は、平成16年4月1日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市立学校の施設の利用に関する規則により調製した様式については、残存するものに限り当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日教委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月13日教委規則第9号）

この規則は、平成21年5月5日から施行する。

附 則（平成24年2月20日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月17日教委規則第9号）

この附則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日教委規則第4号）

この附則は、令和4年4月1日から施行する。

○前橋市立学校施設利用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、地域文化活動及び地域スポーツ活動による学校施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用校及び利用施設)

第2条 教育長は、学校長と協議のうえ、学校教育に支障のない範囲内で学校施設の利用を行う学校を指定することができる。

2 前項で指定された学校の学校長は、利用できる学校施設を指定することができる。

ただし、プールについては利用できないものとする。

(利用日時)

第3条 規則第3条に規定する学校施設を利用できる日は、教育長が指定する夏季休業期間における完全休業日とその前日及び12月28日から翌年の1月3日までを除く日で、学校教育に支障のない範囲内とする。

2 学校施設を利用できる時間は、別表のとおりで、学校教育に支障のない範囲内とする。

3 学校長は、特に必要があると認めるときは、利用できる日及び時間を変更することができる。

(運営事務)

第4条 規則第5条に規定する学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）を置いていない学校については、教育長又は学校長が指定した者（以下「事務局」という。）が学校施設の利用に関し必要な運営事務を行うことができる。

(利用団体の登録)

第5条 規則第6条に規定する利用団体の登録をするときは、学校施設利用団体登録申請書のほか、当該利用団体の構成員の氏名、居住地又は在勤地又は在学地を明らかにしたものを添付しなければならない。

2 利用団体の登録の有効期間は、当該登録をした日から当該登録をした日の属する年度の3月31日までとする。

(利用日時の調整)

第6条 利用者は、委員会又は事務局が指定する日までに学校施設利用申請書を提出しなければならない。

2 委員会又は事務局は、利用者の利用できる日及び時間の重複を避けるため、第3条に規定する利用できる日及び時間の範囲内で、利用者の利用できる日及び時間の調整を行うことができる。

3 利用者は、前項の利用できる日及び時間の調整を行った後に、学校施設を利用できる日及び時間があるときは、利用しようとする前日までに学校施設利用申請書を提出することができる。

(事故の報告)

第7条 利用者は、事故が発生したときは、速やかに学校長又は委員会の代表者又は開放管理者に報告しなければならない。

2 委員会の代表者又は開放管理者が事故発生を報告を受けたときは、速やかに学校長に報告するものとする。

3 学校長は、事故発生を報告を受けたときは教育長に事故発生報告書（様式第1号）を提出するものとする。

4 利用者は、学校施設又は設備を損傷し、滅失したときに、規則第14条に規定する賠償責任を賄える、損害保険などの加入に努めなければならない。

(利用状況)

第8条 利用者は、学校施設を利用したときは、学校施設利用日誌(様式第2号)に利用状況を記載し、開放管理者へ提出しなければならない。

2 開放管理者は、学校施設利用日誌に基づき、利用された月ごとに作成した実施結果報告書(様式第3号)及び学校利用事業月別集計表(様式第4号)を教育長に提出するものとする。

(書類の保管)

第9条 規則第6条から第8条まで、規則第11条及び本要領第5条第1項の規定に基づき提出された書類は、提出された日の翌年度より3年間、当該学校又は当該事務局で保管するものとする。

(専決処理)

第10条 規則第6条から第11条の規定に基づく事務は、当該学校の学校長が専決のうえ処理するものとする。

(その他)

第11条 規則及び本要領の地域文化活動に関する事項については生涯学習課が所管し、地域スポーツ活動に関する事項については学務管理課が所管するものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第3条第2号関係)

学 校 施 設	利用日	利 用 時 間
屋内運動場・柔道場・剣道場・ スポーツができる屋内施設 (プールを除く)	休日等	午前9時から午後9時まで
	平日	午後6時から午後9時まで
屋外運動場・テニスコート・ スポーツができる屋外施設 (プールを除く)	休日等	午前9時から午後9時まで(ただし、 4月1日から10月31日までは、 午前6時から午後9時まで)
	平日	午後6時から午後9時まで
上記に掲げるもの以外の施設	休日等	午前9時から午後9時まで
	平日	午後6時から午後9時まで

備考「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、土曜日及び前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則(昭和50年教育委員会規則第1号)第8条の2に規定する休業日をいう。

○開放管理者に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき開放管理者に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 教育長は、年齢満20歳以上で学校施設の利用に理解と熱意を有する者のうちから、学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）の代表者又は委員会を置かない学校の学校長が推薦した者を開放管理者に委嘱する。

2 開放管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の開放管理者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育長は、前項の規定にかかわらず特別な事由があるときは、任期中においても開放管理者の職を免ずることができる。

(謝礼)

第3条 開放管理者への謝礼は、職務を遂行した月ごとに計算し、予算の範囲内で支払うものとする。ただし、月の途中で職を退任し又は免じられたときは、日割り計算とする。

2 前項の日割り計算の額の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(職務)

第4条 開放管理者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用者に規則及び前橋市立学校施設実施要領（以下「実施要領」という。）を遵守させる。

(2) 実施要領第2条で規定された学校施設に関する鍵の管理を行い、学校施設利用許可書を交付された者に学校施設に関する鍵の貸し出しを行う。

(3) 利用者の危険防止に努める。また、学校施設利用を行っている場所を巡回し、危険と思われる箇所があるときは、学校長へ連絡して指示を受ける。

(4) 利用者より事故発生の報告を受けたときは、事故のあった場所を確認し、速やかに学校長へ報告する。

(5) 実施要領第8条で規定された利用状況に関する書類を、利用された月の翌月の20日までに学校を経由して教育長に提出する。

(6) 第1号から第5号までのほか、学校施設の利用に関し必要な事項は、学校長又は委員会の代表者の指示を受ける。

(その他)

第5条 本要領第2条及び第3条に関する事務は、学務管理課で行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

前橋市立学校の施設の利用に関する規則様式

令和3年2月8日
伺定め

前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）第18条の規定により、別に定める様式は、次のとおりとする。

- 1 学校施設利用団体登録申請書 様式第1号
- 2 学校施設利用申請書 様式第2号
- 3 学校施設利用許可書 様式第3号
- 4 学校施設使用料免除申請書 様式第4号
- 5 学校施設使用料免除決定通知書 様式第5号
- 6 学校施設利用変更・取消申請書 様式第6号
- 7 学校施設利用変更・取消許可書 様式第7号
- 8 学校施設使用料還付申請書 様式第8号

学校施設利用団体登録申請書

年 月 日

(あて先)前橋市教育委員会教育長

(申請者)

住 所 前橋市 町

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号 — —

次のとおり登録したいので申請します。

記

1 利用学校名 []

2 団 体 名 []

3 加入人員 [人]

4 利用目的 []

5 主に利用する施設 (○で囲むこと。)

体育館	第二体育館	柔道場	剣道場
運動場	テニスコート	教室()	
特別教室()		その他()	

6 連 絡 先

住 所 前橋市 町

氏 名

電 話 — —

携帯電話 — —

団 体 名 簿

(団 体 名)

(代 表 者 名)

No.	氏 名	在 住 地・在 勤 地・在 学 地 (住所を記載。番地は記載不要。)	学校施設の通学区域に在 住・在勤・在学する人は該当する もの全てに○印をつけてください。	児童・生徒・学生の場合は通学 区域にかかわらず在学している 学校名を記載してください。
例	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	(在 住) 在 勤 (在 学)	〇〇学校
①	携帯()		在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
②	携帯()		在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
③	携帯()		在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
4			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
5			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
6			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
7			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
8			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
9			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
10			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
11			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
12			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
13			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
14			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
15			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
16			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
17			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
18			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
19			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
20			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
21			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
22			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
23			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
24			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
25			在 住 ・ 在 勤 ・ 在 学	
構成員の合計			())人
上記のうち通学区域への在住・在勤・在学する構成員の合計			())人

※ No.①～③に記載された者については、緊急連絡時の**携帯電話番号**を記入してください。

※ **団体構成員が10人以上で、構成員の過半数が通学区域に在住・在勤・在学していないと利用できません。**

学 校 施 設 利 用 申 請 書

年 月 日

(あて先)前橋市教育委員会教育長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 ()

次のとおり学校施設を利用したいので申請します。

申請者（団体）の方は太線の中のみ、ご記入願います。

利用学校名					
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()				
利用の目的					
利用月日	利用時間			利用予定人員	使用料金(円)
1 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
2 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
3 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
4 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
5 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
6 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
7 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
8 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
9 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
10 月 日	午前 午後	時 分	～ 午前 午後	時 分 (時間)	名 円
夜間照明	合 計			時間	円
				合計	円
利用者において特に準備しようとする事項					

領収確認欄

取扱者印

学 校 施 設 利 用 許 可 書

年 月 日

申請者 様

前橋市教育委員会
教育長

印

年 月 日づけ申請のあった学校施設の利用については、次のとおり許可します。

利用学校名											
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()										
利用の目的											
利用月日	利用時間				利用予定人員	使用料金(円)					
1 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
2 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
3 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
4 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
5 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
6 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
7 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
8 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
9 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
10 月 日	午前 午後	時	分	～	午前 午後	時	分	(時間)	名	円	
夜間照明	合 計				時間					円	
					合計						円
利用者において特に準備しようとする事項											
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用目的以外に学校施設を利用しないこと。 2. 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の規定を遵守すること。 3. 教育上又は学校施設管理上支障があると認めるときは、この許可を取消すことがあります。 										

申請者（団体）の方は太線の中のみ、ご記入願います。

学校施設使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)前橋市教育委員会教育長

(申請者)

住 所 前橋市 町

団 体 名

代表者氏名

電 話

学校施設の利用に係る使用料について、免除を受けたいので申請します。

利用学校名	
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()
利用年月日等	年度・年 月 日
免除理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の主催、共催する事業等で利用するため 2 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が利用するため 3 学校施設利用団体登録申請書に記載した利用目的で利用するため 4 その他 () <p>※該当する番号に○印を付けてください。</p>
備 考	

学校施設使用料免除決定通知書

年 月 日

申請者 様

前橋市教育委員会
教育長

印

年 月 日づけ免除申請のあった学校施設の利用に係る使用料については、
次のとおり免除します。

利用学校名	
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()
利用年月日等	年度・年 月 日
備考	

学校施設利用（変更・取消）申請書

年 月 日

(あて先)前橋市教育委員会教育長

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
連 絡 先
電 話 ()

次のとおり利用許可を受けた内容を、変更・取消しをしたいので申請します。

申請者（団体）の方は太線の中のみ、ご記入願います。

利用学校名			
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()		
利用の目的			
利用許可を受けた内容			
利用月日	利 用 時 間	利用予定人員	使用料金(円)
1 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
2 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
3 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
夜間照明	合 計 時間		円
利用者において特に準備しようとする事項			
変更の許可を受けようとする内容			
利用月日	利 用 時 間	利用予定人員	使用料金(円)
1 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
2 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
3 月 日	午前 時 分～ 午前 時 分 (時間) 午後 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
夜間照明	合 計 時間		円
利用者において特に準備しようとする事項			
		精算金	円

領収確認印

取扱者印

学校施設利用（変更・取消）許可書

年 月 日

申請者 様

前橋市教育委員会
教育長



年 月 日づけ申請のあった変更・取消しについては、次のとおり許可します。

利用学校名			
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()		
利用の目的			
利用許可を受けた内容			
利用月日	利用時間	利用予定人員	使用料金(円)
1 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
2 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
3 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
夜間照明	合計 時間	/	円
利用者において特に準備しようとする事項			
変更後の許可内容			
利用月日	利用時間	利用予定人員	使用料金(円)
1 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
2 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
3 月 日	午前 時 分～ 午後 時 分 (時間)	名	円
夜間照明	合計 時間	/	円
利用者において特に準備しようとする事項			
		精算金	円
許可の条件	1. 利用目的以外に学校施設を利用しないこと。 2. 前橋市立学校の施設の利用に関する規則の規定を遵守すること。 3. 教育上又は学校施設管理上支障があると認めるときは、この許可を取消すことがあります。		

申請者（団体）の方は太線の中のみ、ご記入願います。

学校施設使用料還付申請書

年 月 日

(あて先) 前橋市教育委員会教育長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 ()

次のとおり使用料の還付を申請します。

利用学校名			
利用施設	運動場・体育館・柔道場・剣道場・第2体育館・テニスコート 教室()・特別教室()・その他()		
[<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> 変更]許可年月日	年 月 日	既納使用料	円
添付書類	(1) 学校施設利用許可書(写し可)		還 付 申 請 額
	(2) 使用料納付済領収書(写し可)		円
	(3) 学校施設不使用証明書		還 付 決 定 額
	(4) その他(学校施設利用取消許可書)		円

(還付金の振込口座)

1. 金融機関名 [] 店舗名 [
2. 預金種別	[<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他]		
3. 口座番号		(左づめで記入)	
4. 口座名義人	(フリガナ) 氏 名		

※下欄は、上記の口座名義人が申請者と異なる場合に記入してください。

口座名義人(受任者)	住 所 _____ 氏 名 _____
	上記の者(口座名義人)に還付金の受領を委任します。
	年 月 日
委任者	フリガナ _____ 団体名 _____ フリガナ _____ 代表者 _____

(あて先)前橋市教育委員会教育長

前橋市立 学校
学校長

事故発生報告書

下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

1	事故発生日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分
2	事故発生場所	
3	利用団体名及び代表者	団体名 代表者
4	事故者	住所
		氏名
		電話番号 ()
5	事故の内容	
6	事故の顛末	
7	対応・補修状況等	

様式第2号（第8条関係）

利 用 日	年 月 日 曜日		
利 用 時 間	午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで		
利 用 団 体 名		利用人数	名
責 任 者 名			
利 用 施 設	運動場 ・ 体育館 ・ 柔道場 ・ 剣道場 ・ 第2体育館 テニスコート ・ その他（ ）		
利 用 目 的 （ 競 技 種 目 ）			
照 明 利 用	有 ・ 無		
使 用 器 具			
破 損 個 所	有 ・ 無	場所 原因	
備 考			確 認 欄

●記入例 校庭

様式第3号(第8条関係) 学校施設利用実施結果報告書 前橋市立〇〇小学校

(4月) (3枚の1)

件数	実施日	利用施設	照明利用	利用時間帯		利用時間(h)	利用目的(競技種目)	利用団体名	利用者数(人)	利用の状況 特記事項
				昼間	夜間					
1	3	校庭	有・無		19:00~21:00	2	サッカー	F C △△	20	
2	5	校庭	有・無		19:00~21:00	2	サッカー	前橋△△F C	30	
3	6	校庭	有・無	13:00~16:30		3.5	野球	△△イーグルス	25	
4	10	校庭	有・無		19:00~21:00	2	サッカー	F C △△	12	
5	12	校庭	有・無		19:00~20:35	2	サッ	前橋△△F C	30	
6	13	校庭	有・無	9:00~10:45		2	グラウンド	△△町ランドゴルフ愛好会	27	
			有・無							
			有・無							
計						13.5			144	

校庭の利用のみ記載してください。その他の施設(体育館・第二体育館等)につきましては、別の実施結果報告書に記載してください。

夜間照明を利用した場合は有に○をつけてください。

利用時間は30分単位(0.5時間)で記載してください。利用状況が30分未満のときは、繰り上げて記載してください。

施設ごとの合計を記載してください。

●記入例 体育館(卓球場含む)

様式第3号(第8条関係) 学校施設利用実施結果報告書 前橋市立〇〇小学校

(4月) (3枚の2)

件数	実施日	利用施設	照明利用	利用時間帯		利用時間(h)	利用目的(競技種目)	利用団体名	利用者数(人)	利用の状況 特記事項
				昼間	夜間					
1	3	体育館	有・無		18:00~21:00	3	バレーボール	アタック△△	21	
2	6	卓球場	有・無		18:30~20:00	1.5	卓球	T T △△	15	
3	10	体育館	有・無	9:00~12:00		3	バレーボール	アタック△△	20	
4	13	卓球場	有・無		18:30~20:00	1.5	卓球	T T △△	13	
5	14	体育館	有・無		18:00~20:45	3	バレーボール	アタック△△	20	
			有・無							
			有・無							
計						12			89	

体育館の利用のみ記載してください。その他の施設(校庭・第二体育館等)につきましては、別の実施結果報告書に記載してください。

照明を利用した場合は有に○をつけてください。

利用時間は30分単位(0.5時間)で記載してください。利用状況が30分未満のときは、繰り上げて記載してください。

施設ごとの合計を記載してください。

●記入例 第二体育館(柔道場・剣道場)

様式第3号(第8条関係) 学校施設利用実施結果報告書 前橋市立〇〇小学校

(4月) (3枚の3)

件数	実施日	利用施設	照明利用	利用時間帯		利用時間(h)	利用目的(競技種目)	利用団体名	利用者数(人)	利用の状況 特記事項
				昼間	夜間					
1	3	柔道場	有・無		18:00~21:00	3	空手	△△館	8	
2	6	柔道場	有・無		18:30~20:00	1.5	柔道	△△柔道教室	15	
3	10	剣道場	有・無		19:45~21:00	1.5	剣道	△△町剣道クラブ	19	
4	12	柔道場	有・無	10:30~12:00		1.5	柔道	△△柔道教室	10	
			有・無							
			有・無							
計						7.5			52	

第二体育館(柔道場・剣道場等)の利用のみ記載してください。その他の施設(校庭・体育館)につきましては、別の実施結果報告書に記載してください。

照明を利用した場合は有に○をつけてください。

利用時間は30分単位(0.5時間)で記載してください。利用状況が30分未満のときは、繰り上げて記載してください。

施設ごとの合計を記載してください。

学校施設利用事業月別集計表

学校名	
管理者名	

利用月	月
-----	---

1 体育館(卓球場を含む)利用の合計

利用回数(回)	利用時間(h)	利用者数(人)	備考

2 (1)校庭(テニスコートを含む)利用の合計

利用回数(回)	利用時間(h)	利用者数(人)	備考

(2)校庭利用合計の内、夜間照明利用の合計

利用回数(回)	利用時間(h)	利用者数(人)	備考

3 第二体育館・武道館(柔道場・剣道場を含む)利用の合計

利用回数(回)	利用時間(h)	利用者数(人)	備考

4 その他施設(教室等)利用の合計

利用回数(回)	利用時間(h)	利用者数(人)	備考

※ 必ず月(1ヶ月)ごとに集計した実績を記入してください。

※ 学校施設利用実施結果報告書の各施設合計を転記してください。

※ 2(2)校庭の夜間照明利用合計の欄には、夜間照明利用のみの利用回数・利用時間・利用者数の合計を転記する。

※ 体育館・校庭・第二体育館(武道館)以外の施設は、4その他施設利用合計欄に記入してください。

※ 施設の利用がない場合でも、0と記入して提出してください。

※ 学校施設利用実施結果報告書と一緒に提出してください。

学校施設利用の手引き

- 発 行 前橋市教育委員会
- 編 集 前橋市教育委員会事務局学務管理課